

福岡医発第 1890 号(地)
令和 4 年 10 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 4 年度最低賃金額の改定に関する周知・広報への協力依頼及び
令和 4 年度業務改善助成金の拡充について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて連絡がありました。

本件は、令和 4 年度の地域別最低賃金額について、全ての都道府県において改定公示が行われ、令和 4 年 10 月 1 日から順次発行されること（福岡県においては令和 4 年 10 月 8 日より、870円から900円へ改訂）、また、これに伴い、最低賃金の環境整備のため、令和 4 年度業務改善助成金（令和 4 年 5 月 25 日付福岡医発第 583 号（地）にて連絡済）について原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これらの事業者の設備投資等に対する助成範囲を拡大したほか、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率を引き上げるなどの支援の拡充が図られた旨をお知らせするものです。

要件や助成金の詳細につきましては、添付資料及び厚生労働省の下記サイトをご参照ください。また、交付申請書の提出は令和 5 年 1 月 31 日までとなっておりますが、国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合がありますのでご注意ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

【添付資料】

- ・厚生労働省医政局総務課「令和 4 年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）」（事務連絡 令和 4 年 9 月 26 日）
（別添 1）令和 4 年度 地域別最低賃金 改定状況
（別添 2）リーフレット（例：東京都）
- ・業務改善助成金（通常コース）のご案内（リーフレット）
- ・業務改善助成金（特例コース）のご案内（リーフレット）
- ・福岡県最低賃金額リーフレット

○最低賃金特設サイト

<https://pc.saiteichingin.info/>

○厚生労働省 業務改善助成金についてのURL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/z_igyonushi/shienjigyou/03.html

○助成金の申請・相談窓口

- ・福岡労働局 雇用環境・均等部 企画課
電話番号 092-411-4717（受付時間 平日9:00～17:15）
- ・業務改善助成金コールセンター
電話番号 0120-366-440（受付時間 平日8:30～17:15）

日医発第 1293 号（医経）

令和 4 年 9 月 30 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公印省略）

令和 4 年度最低賃金額の改定に関する周知・広報への協力依頼及び
令和 4 年度業務改善助成金の拡充について

この度、厚生労働省医政局総務課より本会に対し「令和 4 年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）」が発出されました。

令和 4 年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において、令和 4 年 8 月から 9 月の間に改定公示が行われ、令和 4 年 10 月 1 日から順次発効されます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに貴会管下の関係医療機関等への改定額及び発効日の周知等についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、周知のためのポスター・リーフレット等を各都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有しているとのことです。必要に応じてお問い合わせをお願いいたします。

また各都道府県ごとのポスター・リーフレット等については下記のサイトからもダウンロードが可能となっておりますので、どうぞご利用ください。

（最低賃金特設サイト）

<https://pc.saiteichingin.info/>

これに伴い、最低賃金の環境整備のため、令和 4 年度業務改善助成金について原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これらの事業者の設備投資等に対する助成範囲を拡大したほか、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率を引き上げるなどの支援の拡充が図られております（別添リーフレット）。

業務改善助成金は、令和 4 年 5 月 9 日付文書（日医発第 334 号）でもご案内しました通り、生産性向上のための設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資等にかかった費用の一部を助成するものです。

なお、交付決定前に行った設備投資等は助成対象外となりますのでご注意ください。

本助成金の対象となる中小企業事業者は、医療機関においては、出資額が 5,000 万円以下又は常時使用する労働者の数が 100 人以下、また対象となる事業場は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内であること等が要件となっています。

その他の要件や助成金の詳細につきましては、添付資料のほか、厚生労働省の下記サイトをご参照ください。交付申請書（Word ファイル）、交付要綱、業務改善助成金申請のための簡易チェックシート（賃金関係）等は下記サイトよりダウンロードしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

交付申請書の提出は令和 5 年 1 月 31 日までとなっておりますが、国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります。

助成金の申請・相談窓口は、都道府県労働局となります。

なお、下記の業務改善助成金コールセンターもご活用ください。

<業務改善助成金コールセンター>

電話番号 0120-366-440 （受付時間 平日 8:30～17:15）

【添付資料】

- ・厚生労働省医政局総務課「令和 4 年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）」（事務連絡 令和 4 年 9 月 26 日）
（別添 1）令和 4 年度 地域別最低賃金 改定状況
（別添 2）リーフレット（例：東京都）
- ・業務改善助成金（通常コース）のご案内（リーフレット）
- ・業務改善助成金（特例コース）のご案内（リーフレット）

以上

事 務 連 絡
令和4年9月26日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

令和4年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和4年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において、令和4年9月の間に改定公示が行われ、令和4年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これに伴い、最低賃金の引上げの環境整備のため、令和4年度業務改善助成金について、原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これら事業者の設備投資等に対する助成範囲を拡大したほか、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率を引き上げるなどの支援拡充を図り、同年9月1日から申請受付を開始しました。

これらを踏まえ、改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、弊省労働基準局では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

ついでには、貴会におかれましても、会員の皆様や都道府県医師会等に対して改定額及び発効日の周知等、周知・広報に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスターを各都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので必要に応じてお問い合わせください。

（参考）

- ・ 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

- ・ 最低賃金特設サイト

<https://pc.saiteichingin.info/>

基 発 0 9 2 1 第 1 号
令 和 4 年 9 月 2 1 日

医政局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

令和4年度最低賃金額の改定及び最低賃金の引上げに向けた中小企業・
小規模事業者支援事業に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において、同年9月の間に改定公示が行われ、同年10月1日から順次発効されます。また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これに伴い、最低賃金の引上げの環境整備のため、令和4年度業務改善助成金について、原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これら事業者の設備投資等に対する助成範囲を拡大したほか、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率を引き上げるなどの支援拡充を図り、同年9月1日から申請受付を開始しました。

これらを踏まえ、労働基準局では、改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）の履行確保のため、また、業務改善助成金を多くの方に利用していただくため、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

つきましては、貴職におかれましても、改定額とその発効日に加え、業務改善助成金についても、所管法人・関係団体等への周知・広報に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスター等を都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので必要に応じてお問い合わせください。

加えて、中小企業・小規模事業者に対する役務及び工事等の発注に当たっては、「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」（令和4年8月26日閣議決定）を踏まえ、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう御配慮いただきますようお願い申し上げます。また、所管法人・関係団体等に対してもこの旨の御指導・御依頼をいただきますようお願い申し上げます。

知っていますか？ 自分の最低賃金

東京都 最低賃金

1,072円

時間額

令和4年 10月1日から

前年比 **31円UP**

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは東京労働局または最寄りの労働基準監督署へ
東京労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金最大
600万円
を助成

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の
動画もあります。

詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) 検索



支給の要件

1

事業場内最低賃金の
引上げ

2

引上げ後の
賃金額の支払い

3

生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4

解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に要した
費用の一部を助成

助成金 支給までの 流れ

1

交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2

交付決定後、
提出した計画
に沿って事業
実施

3

労働局に
事業実施結果
を報告



4

支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

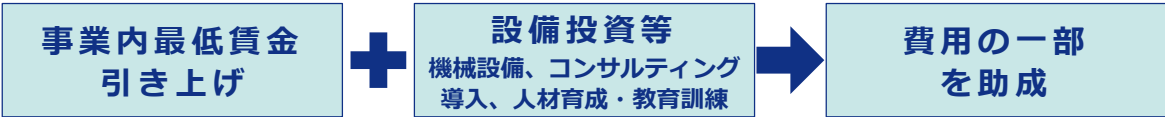
リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R4.9)

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます

新型コロナの影響で売高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下 した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 15% 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 3年前まで 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

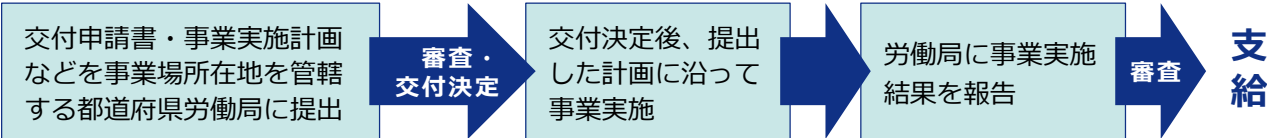
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

- ①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場
- ②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ③物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、令和5（2023）年3月31日です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- ・ 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- ・ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下 した事業者」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【 令和4年12月まで 】 ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - ・ 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - ・ 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4／5 920円以上：3／4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ

助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

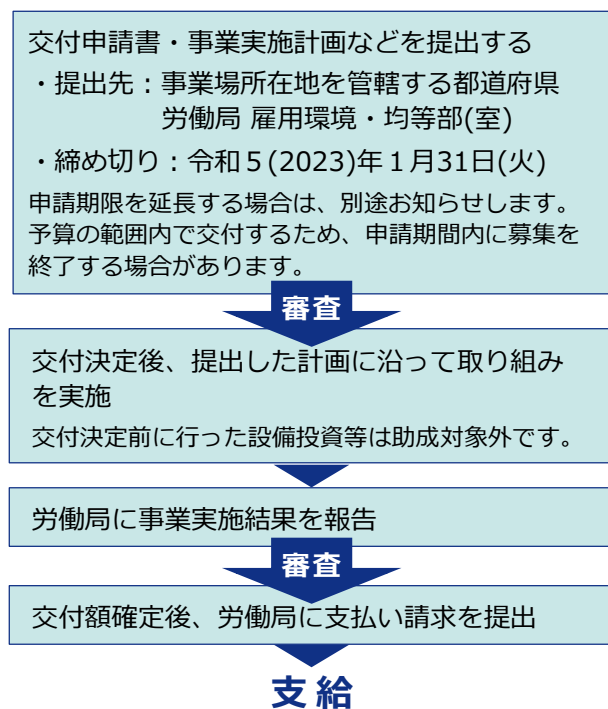
[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：

各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

知っていますか？ 自分の最低賃金

福岡県 最低賃金

900時間額円

令和4年 10月8日から

前年比 **30円UP** 

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは福岡労働局または最寄りの労働基準監督署へ
福岡労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円
を助成